

適用方法

- ① 基準軽油価格を92円/ℓとし、現軽油価格が上昇又は下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は次表の軽油価格帯に応じた額とします。

(円/ℓ)

基準軽油価格	92円									
軽油価格帯 (現軽油価格)	基準軽油価格 未満	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ	92円/ℓ
		102円/ℓ 未満	112円/ℓ 未満	122円/ℓ 未満	132円/ℓ 未満	142円/ℓ 未満	152円/ℓ 未満	162円/ℓ 未満	172円/ℓ 未満	172円/ℓ 未満
変動額	サーチャージ廃止	10円	20円	30円	40円	50円	60円	70円	80円	

- ② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。
- ・改定条件……現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改定します。
 - ・廃止条件……現軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します。
- ③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額又は減額します。

計算式: 現に適用している運賃料率の^{*}程(km) ÷ 車種ごとの燃費(km/ℓ) × 算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)

- ④ その他